

持続可能な財政運営検討会設置要綱

（設置）

第1条 財政健全化と必要な投資を両立できる持続可能な財政運営を図るうえで、専門的見地からの意見を得るため、持続可能な財政運営検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 県の財政健全化と必要な投資の両立を図るための検討を行うため、検討会の検討事項は下記のとおりとする。

- (1) 財政構造分析
- (2) 県政改革方針に掲げる各分野の課題と検討方向
- (3) その他、県政改革方針に掲げるもののほか、県政改革の推進に関する事項

（組織）

第3条 検討会は、別表に掲げる9人以内の委員で組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。

- 2 委員は再任されることができる。

（会長）

第5条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、知事が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 会長に事故がある場合、又は会長が欠けた場合は、あらかじめ知事の指名する委員がその職務を代理する。

（検討会）

第6条 検討会は、会長が招集する。

- 2 委員は、やむを得ない理由により検討会に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、委員の意見を検討会開催前に提出することができる。
- 3 会長が必要と認めた場合は、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 検討会は、原則として公開する。ただし、会長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

（部会）

第7条 検討会に、特定の事項を調査し、又は検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。

(謝金)

第 8 条 委員が検討会又は部会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。なお、委員が会長又は部会長の職務を代理した場合は、会長と同等額の謝金を支給することができる。

2 第 6 条第 3 項の規定に基づき委員以外の者が検討会又は部会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第 9 条 委員が検討会又は部会の職務を行うために、検討会又は部会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により旅費を支給する。

2 第 6 条第 3 項の規定に基づき委員以外の者が検討会又は部会の職務を行うために、検討会又は部会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第 10 条 検討会及び部会の庶務は、財務部県政改革課において処理する。ただし、特定の事項内容を県政改革課が処理することが適当でない場合は、他課において処理する。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 5 月 18 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 8 月 7 日から施行する。

別表（第3条関係）

氏 名	主 な 役 職
飯塚 敦	中央大学研究開発機構 機構教授
石川 路子	甲南大学経済学部 教授
上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
北村 亘	大阪大学大学院法学研究科 教授
木村 真	兵庫県立大学ソーシャルデータサイエンス研究所 所長
佐野 修久	大阪公立大学大学院都市経営研究科 教授
下山 朗	大阪経済大学経済学部 教授
高橋 潔弘	RSM 清和監査法人 公認会計士
羽田 由可	H&S 法律事務所 弁護士

※委員については、各回の個別テーマに応じて出席を求める。

持続可能な財政運営検討会設置要綱第 8 条に規定する謝金の額

持続可能な財政運営検討会設置要綱第 8 条に規定する持続可能な財政運営検討会の委員等の謝金の額は、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和 3 5 年 4 月 1 日条例第 2 4 号）別表 1 に掲げる附属機関の委員の報酬額に準拠し、下記のとおりとする。

記

1	会 長	1 回	<u>1 6 , 1 0 0</u> 円
---	-----	-----	----------------------

2	委 員	1 回	<u>1 3 , 0 0 0</u> 円
---	-----	-----	----------------------

3	委員以外	1 回	<u>1 3 , 0 0 0</u> 円
---	------	-----	----------------------